

改正 平成30年8月1日
令和2年10月7日
令和4年12月7日

令和元年12月4日
令和4年3月2日

(趣旨)

第1条 この規則は、一橋大学（以下「本学」という。）における公正な研究活動を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「不正行為」とは、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

2 この規則において「特定不正行為」とは、前項に規定するもののうち、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の定義は、次に定めるところによる。

一 ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

3 この規則において「研究者等」とは、本学の役員、職員、学生その他本学の施設を利用して研究に従事する者及びこれらの者であった者をいう。

4 この規則において「部局等」とは、各学部、各大学院研究科、大学院研究部及び教育部、経済研究所、附属図書館、研究機構、社会科学高等研究院、情報化統括本部、国際化推進本部、森有礼高等教育国際流動化機構、情報基盤センター、社会科学古典資料センター、イノベーション研究センター、保健センター、学生支援センター、ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター並びに事務局をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、公正な研究活動をすべきであり、不正行為を行ってはならない。また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者等に求められる倫理規範を修得させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を5年ごとに受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、調査データその他の研究資料等を10年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(統括責任者)

第4条 本学に統括責任者を置き、研究機構長をもって充てる。

2 統括責任者は、研究倫理の向上、不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局等の長の責務)

第5条 部局等の長は、当該部局における研究倫理の向上、不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第6条 部局等に研究倫理教育責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者等に対し、研究倫理教育を定期的に行わなければならない。

3 部局等に必要に応じて研究倫理教育副責任者を置き、研究倫理教育の実質的な実施責任者としてすることができる。

(研究機構)

第7条 本学における公正な研究活動の推進及び研究活動における不正行為への対処については、研究機構で取り扱うものとし、その具体的な審議については研究機構会議（以下「機構会議」という。）で行うものとする。

(窓口の設置)

第8条 本学に、特定不正行為に関する申立て、情報提供及び相談並びにこの規則に係る相談、照会等に対応するための窓口を設置する。

2 前項に規定する窓口は、総務部研究・社会連携課とする。

(特定不正行為の疑いの申立て等)

第9条 特定不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、窓口に対し調査を申し立てることができる。

2 申立ては、原則として、顕名により、特定不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

3 窓口の職員は、申立てを受け付けたときは、速やかにその内容を統括責任者に報告しなければならない。前条の情報提供及び相談があった場合も同様とする。また、統括責任者は、当該申立てに関係する部局等の長に、その内容を通知するものとする。

4 窓口の職員は、第2項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあった場合は、その内容に応じ、統括責任者と協議の上、これを顕名の申立てに準じて取り扱うことができるものとする。

5 窓口の職員は、申立てが郵便による場合など、当該申立てが受け付けられたかどうかについて、申立てを行った者（以下「申立者」という。）が知り得ない場合には、申立てが匿名による場合を除き、申立者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 統括責任者は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、特定不正行為の疑いが指摘された場合は、特定不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、特定不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の申立てに準じて取り扱うことができるものとする。

7 前条の情報提供及び相談があった場合、窓口の職員は、その内容を確認して相当の理由があると認めるときは、情報提供者及び相談者に対して申立ての意思の有無を確認するものとする。

8 前条の情報提供及び相談の内容が、研究活動上の特定不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、窓口の職員は、統括責任者に報告するものとする。

9 前項の報告があったときは、統括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(窓口の職員の義務)

第10条 申立ての受付に当たっては、窓口の職員は、申立者の秘密の遵守その他申立者の保護を徹底しなければならない。

2 窓口の職員は、申立てを受け付ける際には、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、第8条の情報提供及び相談について準用する。

(秘密保護義務)

第11条 この規則に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。本学の職員等でなくなった後も、同様とする。

2 統括責任者は、申立者、被申立者、申立て内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、申立者及び被申立者の意に反して外部に漏れいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 統括責任者は、当該申立てに係る事案が外部に漏れいした場合は、申立者及び被申立者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責に帰すべき事由により漏れいした場合は、当該者の了解は不要とする。

4 統括責任者又はその他の関係者は、申立者、被申立者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知を

する場合は、申立者、被申立者、調査協力者及び関係者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(申立者の保護)

第12条 部局等の長は、申立てを行ったことを理由とする当該申立者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないように適切な措置を講じなければならない。

2 本学の職員等は、単に申立てを行ったことを理由として、当該申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、第16条に定める悪意に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てを行ったことを理由に、当該申立者に対して配置換え、懲戒処分、降格その他不利益な措置等を行ってはならない。

(被申立者の保護)

第13条 本学の職員等は、単に申立てがなされたことのみをもって、当該被申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、当該被申立者に対して研究活動の全面的な禁止、配置換え、懲戒処分、降格その他不利益な措置等を行ってはならない。

(調査協力者の保護)

第14条 統括責任者は、第17条の予備調査及び第19条の本調査に協力する者に対して、情報提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

(資料等の保全)

第15条 部局等の長は、第9条第1項の特定不正行為に関する調査の申立てがあった場合において必要があると認めるとき、又は第17条第1項及び第2項の統括責任者からの調査等の指示があったときは、当該調査等の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全その他の必要な措置をとるものとする。

(悪意に基づく申立て)

第16条 何人も、被申立者を陥れるため、被申立者の研究を妨害するため等、専ら被申立者に何らかの不利益を与えること又は本学若しくは被申立者が所属する部局等に不利益を与えることを目的とする悪意に基づく申立て（以下「悪意に基づく申立て」という。）を行ってはならない。

2 学長は、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、当該申立者の氏名の公表、処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(予備調査)

第17条 機構会議は、第9条第3項の報告を受けた場合、最も関連する部局等の長に対し、事案について必要な調査（以下「予備調査」という。）を実施するよう指示するものとする。この場合において、予備調査を実施するよう指示した時を、第3項における申立て受理の日とする。

2 機構会議は、第9条第6項に該当する場合等申立てがない場合であっても、調査の必要があると認めたときは、最も関連する部局等の長に対し、予備調査を指示することができる。この場合において、予備調査を実施するよう指示した時を、第3項における申立て受理の日とする。

3 部局等の長は、機構会議から予備調査の指示を受けた場合には、予備調査委員会を設置して予備調査を実施し、原則として申立て受理の日から90日以内に当該調査を終了し、その結果を機構会議に報告するものとする。

4 予備調査委員会の委員は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者」という。）及び申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 予備調査委員会は、申立てがあった特定不正行為が行われた可能性、申立ての際に示された科学的理由の論理性、申立て内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。ただし、申立てがなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた申立てについては、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

6 予備調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

7 予備調査においては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分に配慮するものとする。

- 8 部局等の長は、やむを得ない事情により、第3項に定める期限内に予備調査を終了することができないおそれがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を機構会議に提出し、その承認を得なければならない。
- 9 機構会議は、当該部局等において予備調査を実施することが困難であると判断した場合には、当該部局等と関連する部局等の長に対し、予備調査の実施を依頼することができる。
- 10 機構会議は、予備調査の結果に基づき、事案について本調査を実施するか否かを速やかに決定する。
- 11 機構会議は、前項の決定を行った場合には、その結果を関連する部局等の長、申立者及び対象研究者に通知するものとする。
- 12 機構会議は、本調査の実施を決定した場合には、学長にその旨を報告するものとする。
- 13 学長は、前項の報告を受けた場合には、文部科学省にその旨を報告するとともに、調査対象に係る研究に競争的資金が配分され、又は配分が予定されているときは、当該競争的資金の配分機関（以下「配分機関」という。）に対し、その旨を報告するものとする。
- 14 機構会議は、第10項において本調査を実施しない決定を行った場合には、文部科学省又は資金配分機関や申立者の求めがあったときに開示することができるよう、予備調査に係る資料を保存するものとする。
(調査委員会)

第18条 機構会議は、本調査の実施を決定した場合には、当該事案に係る調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 一橋大学研究機構規則（平成23年規則第7号）第5条第2項第2号から第5号までに掲げる者のうちから機構において選出された者 1人
 - 二 予備調査を実施した部局等から選出された者 1人以上
 - 三 学外有識者 若干人
- 3 前項第3号の委員の数は、調査委員会の委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる委員は、対象研究者及び申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 委員は、学長が委嘱する。
- 6 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。
- 7 機構会議は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知するものとする。
- 8 前項の通知を受けた申立者又は被申立者は、当該通知を受けた日から7日以内に、書面により、機構会議に対し理由を添えて調査委員会委員の選任に関する異議申立てを行うことができる。
- 9 機構会議は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。
(本調査)

第19条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、申立てにおいて指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、実験試料・試薬、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 3 本調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、対象研究者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、対象研究者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 5 関係者は、本調査に対しては、誠実に協力しなければならない。
- 6 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 7 本調査においては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情

報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分に配慮するものとする。

- 8 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、申立てされた事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 9 本調査において、対象研究者が申立てされた事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適切な方法及び手続きにのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 10 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第4項に定める保障を与えなければならない。
- 11 調査委員会は、原則として本調査開始の日から150日以内に当該調査を終了するものとする。
- 12 調査委員会の委員長は、やむを得ない事情により、前項に定める期限内に本調査を終了することができないおそれがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を機構会議に提出し、その承認を得なければならない。

(認定の手続き)

第20条 調査委員会は、本調査の結果に基づき、特定不正行為の有無、特定不正行為と認定する場合はその内容及び悪質性、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項について審査し、その認定を行い、結果を機構会議へ報告する。

- 2 前項の認定は、原則として第9条第3項の申立ての報告を受けた日から210日以内に行うものとする。
- 3 調査委員会は、悪意に基づく申立てであると判断したときは、その旨の認定を行い、結果を機構会議へ報告する。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、申立者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 機構会議は、第1項又は第3項の認定の結果報告を受けたときは、直ちに、その内容を学長及び関連する部局等の長に報告しなければならない。
- 6 機構会議は、第1項の認定の結果を申立者及び対象研究者に通知するものとする。なお、対象研究者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知するものとする。
- 7 学長は、第5項の報告を受けたときは、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 8 学長は、第3項の認定があった場合において、申立者が本学以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも通知するものとする。

(認定の方法)

第21条 調査委員会は、申立者から説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、対象研究者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、対象研究者による自認を唯一の証拠として特定不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、対象研究者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、特定不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する論文、実験・観察ノート、実験試料・試薬、生データその他資料及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、対象研究者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(不服申立て)

第22条 特定不正行為を行ったと認定された対象研究者は、その通知を受けた日から14日以内に、機構会議に対して不服申立てを行うことができるものとする。

- 2 悪意に基づく申立てであると認定された申立者は、その認定について、前項の例により、不服申立てを行うことができる。
- 3 機構会議は、不服申立てがあったときは、学長に報告するとともに、第1項の場合は申立者に通知し、第2項の場合は対象研究者に通知するものとする。
- 4 学長は、前項の報告を受けたときは、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

- 5 調査委員会は、第1項及び第2項の不服申立てについて再調査が必要であると認めたときは、その旨を機構会議へ報告の上、再調査を実施するものとする。再調査を実施するに当たり、機構会議は、必要に応じて調査委員を交代又は追加させることができるものとし、新たな調査委員は、第18条第2項から第4項までの規定に準じて選出し、第5項から第9項までの規定に準じた手続きを行うものとする。
- 6 調査委員会は、第1項及び第2項の不服申立てを却下したときは、機構会議に報告するものとする。
- 7 第3項及び第4項の規定は、不服申立てを却下した場合及び再調査の実施を決定した場合について準用する。この場合において、第3項中「不服申立てがあったとき」を「不服申立てを却下したとき及び再調査の実施を決定したとき」と、「第1項の場合は申立者に通知し、第2項の場合は対象研究者」を「申立者及び対象研究者」と読み替えるものとする。

(再調査)

第23条 調査委員会は、原則として再調査開始の日から50日以内に当該調査を終了し、前条の認定を覆すか否かの審査を行うとともに、結果を機構会議に報告するものとする。

- 2 機構会議は、前項の審査結果を学長に報告するとともに、申立者及び対象研究者に通知するものとする。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、審査結果を配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

第24条 統括責任者は、特定不正行為が認定された場合は速やかに調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、特定不正行為に関与した者の氏名及び所属、特定不正行為の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、申立てがなされる前に取り下げられていたときは、当該特定不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、原則として、調査結果は公表しない。ただし、対象研究者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合はこの限りでない。
- 5 統括責任者は、悪意に基づく申立てが行われたとの認定がなされた場合には、申立者の氏名及び所属、悪意に基づく申立てと認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

(調査委員会の事務)

第25条 調査委員会に関する事務は、総務部研究・社会連携課で行う。

(本調査中における一時的措置)

第26条 統括責任者は、本調査を行うことを決定した時から調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、対象研究者に対して申立てされた研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 統括責任者は、配分機関又は関係機関から、対象研究者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第27条 統括責任者は、特定不正行為が認定された対象研究者、特定不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者に対して、直ちに特定不正行為が認定された研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第28条 統括責任者は、特定不正行為が認定された対象研究者に対して、当該特定不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告するものとする。

- 2 対象研究者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を

統括責任者に行わなければならない。

- 3 統括責任者は、対象研究者が第1項の勧告に応じない場合は、必要な措置をとることができる。
(措置の解除等)

第29条 統括責任者は、特定不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 統括責任者は、特定不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第30条 学長は、本調査の結果、特定不正行為が行われたと認定された場合は、当該特定不正行為に関与した者に対して、就業規則その他の規定に従い、懲戒処分等を行うことができる。

- 2 学長は、前項により懲戒処分等をした場合には、該当する配分機関及び文部科学省に対して、当該処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第31条 機構会議は、本調査の結果、特定不正行為が認定された場合は、当該部局等の長に対し、次に掲げる事項について適切な措置を講ずべきことを指示するものとする。

- 一 対象研究者への倫理教育
- 二 研究組織、研究環境及び研究指導体制の問題点の見直し
- 三 その他特定不正行為の再発防止のために必要な事項

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、公正な研究活動を推進するために必要な事項は、別に定めることとし、定めのないものについては、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を適用する。

附 則

この規則は、平成27年11月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年12月4日から施行し、改正後の一橋大学における公正な研究活動の推進に関する規則の規定は、令和元年11月20日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年10月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年12月7日から施行する。